

第2次五島市地球温暖化対策実行計画  
～事務事業編～

2020（令和2）年 3月

五 島 市

## 内 容

1. 計画の趣旨 .....	1
(1) 計画策定の背景	
(2) 計画の目的	
2. 基本的事項 .....	2
(1) 対象とする温室効果ガスの種類	
(2) 計画期間	
(3) 対象とする事務事業の範囲	
3. 二酸化炭素排出量 (CO <sub>2</sub> ) と削減目標 .....	3
(1) 基準年度	
(2) 二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) の排出状況	
(3) 目標	
(4) 目標設定の考え方	
4. 温室効果ガス削減に向けた取組 .....	5
(1) 目標達成の基本方針	
(2) 主な取組事項について	
①職員等の取組	
②施設や設備管理者等の取組	
③一般廃棄物焼却量減少に関する取組	
5. 推進体制と進行管理 .....	9
(1) 推進体制	
(2) 進行管理	
(3) 進捗状況の公表	
資料編 .....	11

## 1. 計画の趣旨

### (1) 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の1つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面の上昇が観測されているほか、日本においても平均気温の上昇、異常気象等による被害、農作物や生態系への影響が観測されています。

2015（平成27）年12月の国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）では、地球温暖化対策に関する国際的な枠組みである「パリ協定」が採択され、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが目的として掲げられました。

国は「パリ協定」に先立ち、2015（平成27）年7月に2020（令和2）年以降の温室効果ガス排出削減に向けた方向性を示した「日本の約束草案」を国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。その草案に基づき、国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が2016（平成28）年5月に閣議決定されました。

この計画では、地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきとされています。

このような背景を踏まえて、五島市（以下「本市」という。）においても国の削減目標達成に向けて、さらに取組を推進していく必要があること、また、2013（平成25）年度に「五島市地球温暖化対策実行計画」の計画期間が既に終期を迎えていることから、第2次改定版を策定します。

### (2) 計画の目的

第2次五島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という。）は、本市が行うすべての事務事業及び市が管理する施設（指定管理者施設及びPFI事業者が運転する施設を含む。）に対して地球温暖化対策に向けた取組を率先して行うことで、直接的な温室効果ガスの削減を図るとともに、市民・事業者の自主的かつ積極的な行動を促進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づく「地方公共団体実行計画」として策定します。

## 2. 基本的事項

### (1) 対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象となる温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定められた7種類の温室効果ガスのうち、日本の温室効果ガス総排出量において、最も割合の高い二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

#### 計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	人的な発生原
①二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	<b>【エネルギー起源】</b> 施設での電気や燃料（プロパンガス、灯油、重油）の使用、公用車での燃料（ガソリン等）の使用により排出されるもの。 <b>【非エネルギー起源】</b> 一般廃棄物（廃プラスチック類）の焼却により排出されるもの。
②メタン（CH <sub>4</sub> ）	自動車の走行、一般廃棄物の焼却やし尿処理等により排出されるもの。
③一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	自動車の走行、一般廃棄物の焼却やし尿処理等により排出されるもの。
④ハイドロフルオロカーボン（HFCs）	自動車エアコンディショナーの使用・廃棄時に排出されるもの。
⑤パーフルオロカーボン（PFCs）	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出されるもの。
⑥六フッ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出されるもの。
⑦三フッ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	半導体製造でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられるもの。

### (2) 計画期間

本計画の計画期間は、2020（令和2）年度から2030（令和12）年度までとします。ただし、2023（令和5）年度までの実施状況や地球温暖化対策に関する社会経済情勢の変化等を考慮し、2025（令和7）年度中に計画の見直しを行います。

### (3) 対象とする事務事業の範囲

本計画は、本市が行うすべての事務事業及び市が管理する施設（指定管理者施設及びPFI事業者が運営する施設を含む。）を対象とします。ただし、公共工事等の外部へ委託して実施する事務事業は除きます。

### 3. 二酸化炭素排出量 (CO<sub>2</sub>) と削減目標

#### (1) 基準年度

本計画の基準年度については、直近の温室効果ガスの排出状況を考慮し、2014（平成26）年度とします。

#### (2) 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) の排出状況

2014（平成26）年度の本市の事務事業に伴う二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量は、以下のとおりです。

#### 2014（平成26）年度 本市の事務事業における二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量

	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	15,730.2
非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	6,093.6
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> ) 総排出量	21,823.8

#### 2014（平成26）年度 エネルギー起源 CO<sub>2</sub>排出量の内訳

	使用量	二酸化炭素排出量
ガソリン	122,107.3 ℓ	283.3 t-CO <sub>2</sub>
灯油	313,310.3 ℓ	780.1 t-CO <sub>2</sub>
軽油	67,158.8 ℓ	173.3 t-CO <sub>2</sub>
A重油	947,820.0 ℓ	2,568.6 t-CO <sub>2</sub>
液化石油ガス (LPG)	40,128.8 kg	120.4 t-CO <sub>2</sub>
電気使用量	20,213,166.2 Kwh	11,804.5 t-CO <sub>2</sub>
合計	—	15,730.2 t-CO <sub>2</sub>

#### (3) 目標

本計画に示した取組を着実に実施することにより、本市の事務事業に伴い、排出される二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 総排出量を2030（令和12）年度までに、2014（平成26）年度比約39.5%（約8,613.8 t-CO<sub>2</sub>）削減することを目標とします。

それに伴い、中間目標として、2025（令和7）年度までに2014（平成26）年度比約29.3%（6,389.6 t-CO<sub>2</sub>）の二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量の削減を目指します。

(4) 目標設定の考え方

エネルギー起源 CO<sub>2</sub>については、国の「地球温暖化対策実行計画」にて示された削減目標（業務その他部門において2013（平成25）年度比40%削減）を参考に設定します。

また、非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>の目標設定にあたっては、「五島市一般廃棄物処理基本計画」を基に削減目標を設定します。

なお、二酸化炭素排出量の目標達成に向けた取組を進めるにあたっての削減目安は、以下のとおりとします。

本市の二酸化炭素削減目標

	【基準年度】 2014年度 (平成26年度)	【中期目標】 2025年 (令和7年度)		【長期目標】 2030年度 (令和12年度)			
	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減率 (%)	削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	削減率 (%)	削減量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
エネルギー 起源CO <sub>2</sub>	15,730.2	約28.1	4,426.0	11,304.2	約40.0	6,293.0	9,437.2
非エネルギー 起源CO <sub>2</sub>	6,093.6	約32.2	1,963.6	4,130.0	約38.1	2,319.8	3,773.8
全体	21,823.8	約29.3	6,389.6	15,434.2	約39.5	8,613.8	13,211.0

#### 4. 温室効果ガス削減に向けた取組

##### (1) 目標達成の基本方針

本市では、本計画に掲げる目標を達成するために、次の基本方針を定め、取組を推進していきます。

##### 第2次五島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）基本方針

1	全職員の積極的な地球温暖化対策の推進
---	--------------------

職員1人ひとりが地球温暖化対策の必要性を認識し、日常業務において使用する電気・燃料等のエネルギーを削減し、地球温暖化対策に取り組みます。

また、市の施設は市民・事業者の利用が多いため、施設の省エネ・温室効果ガス削減には市民や事業者等の協力が不可欠です。そのため、施設の省エネ等の地球温暖化対策について、市民・事業者等への普及啓発に努めるとともに連携・協力を継続します。

2	施設の設定備更新時の地球温暖化対策の推進
---	----------------------

施設の照明や冷暖房、給湯設備、昇降設備などの設備更新の際は、省エネ性能の高い機器を推進し、温室効果ガスの削減に取り組みます。また、設備機器の適正管理に努め、無駄なエネルギーの発生を抑制します。

3	市民、事業者への取組の展開を見据えた地球温暖化対策の推進
---	------------------------------

市は自ら率先的な取組を行うことにより、市民、市内の事業者の模範となることを目指すべきです。そこで、自らの取組により、通じた課題や効果等の経験・知識を蓄積し、市民や事業所への情報提供や助言等を行うことが期待されています。このことから、本計画では、のちに事業者や家庭への地球温暖化対策の取組を展開することを見据え、取組の民生部門（家庭・業務）への展開を図り、市域全体の地球温暖化対策を推進することを目指します。

(2) 主な取組事項について

① 職員等の取組

本計画の二酸化炭素排出量削減目標を達成するために、各課、室、支所及び事務局（以下「各課等」という。）において、環境推進員だけでなく、職場全体で次の地球温暖化対策を推進します。

<日常業務に関する取組>

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 執務室の温度を夏は高め（28℃）、冬は低め（20℃）に設定する。（クールビズ・ウォームビズの励行）</li><li>・ 空調運転時は、窓の解放を行わない。</li><li>・ 適切な運転区画の設定をし、必要最小限の運転を行う。</li></ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 時間外勤務等の削減に努める。</li><li>・ ノー残業デーの拡大に努める。</li><li>・ 始業前、昼休み、終業時には、不要な照明を消す。</li><li>・ 会議室やトイレなどは使用時以外消灯する。</li></ul>
OA機器	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 長時間の離席時、昼休み時は、電源を切る又は節電モードを活用する。支障のないものは、コンセントを抜く。</li></ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"><li>・ エコドライブ（急発進・急停止の回避、停車時のアイドリングストップ）の実施に努める。</li><li>・ 車両を適正に整備・管理し、燃料使用量を削減する。</li></ul>
コピー用紙	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 両面印刷、裏紙活用を徹底する。</li><li>・ 会議資料の簡素化や適正部数作成等により、印刷数を削減する。</li><li>・ 印刷前にプレビュー画面でよく確認する。</li></ul>
物品購入	<ul style="list-style-type: none"><li>・ グリーン購入に努める。</li></ul>
廃棄物の減量	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ごみの分別を徹底し、資源化を促進する。</li><li>・ 使い捨て容器の購入を自粛し、詰め替え可能なものや簡易包装の製品を選択するよう努める。</li><li>・ マイ箸、マイボトルを使用する。</li><li>・ 使用済みの封筒は、連絡便等に使用する。</li><li>・ プリンターのトナーカートリッジは、業者回収のリサイクルにより処理する。</li><li>・ 昼食等の食べ切りを推進する。</li><li>・ 執務室内のごみ箱は、雑がみ用など資源ごみ用のごみ箱を設置する。</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 節水に努める。</li></ul>

② 施設や設備管理者等の取組

庁舎や施設等を所管する各課等は、環境推進員と共に次に示す地球温暖化対策を推進します。

また、庁舎や施設等の照明や空調などの整備機器を業者等に業務委託を行いながら維持管理をしている場合は、委託業者などの関係者と連携・協同しながら、地球温暖化対策を進めていきます。

<施設等の運用・管理に関する取組>

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空調設備の効率化のため、遮光フィルムや複層ガラスの導入を検討する。</li> <li>・ 夏は冷房の温度を高め（28℃）、冬は暖房の温度を低め（20℃）にする。（クールビズ・ウォームビズの励行）</li> <li>・ 空調機のフィルターをこまめに清掃し、運転状態を良好に保つ。</li> <li>・ 冷暖房機は期間を定めて運転する。</li> <li>・ 空調機は時間外には起動しないよう努める。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明器具はこまめに清掃し、性能保持に努める。</li> <li>・ 照明器具の定期的な保守・点検を行う。</li> </ul>
OA機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コピー機の集中管理を徹底し、設置台数を最小限に抑える。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動販売機の設置台数の見直しや省エネルギー型への転換について設置業者に協力を求める。</li> <li>・ 温水洗浄便座は保温、温水の設置温度を下げ、未使用時はふたを閉める。</li> <li>・ 水道水の漏水が疑われる場合は速やかに点検及び修繕する。</li> </ul>

<施設の設備機器更新に関する取組>

項目	取組内容
空調	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギー消費効率の高い空調設備への更新を検討する。</li> </ul>
照明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明のLED化を進める。</li> </ul>
OA機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最新の省エネ機種への更新を検討する。</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公用車の更新時に、低燃費車、ハイブリッド車、電気自動車の導入を検討する。</li> </ul>
再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 再生可能エネルギーの導入を検討する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の新築・改築をする際は、環境に配慮した工事を実施する。</li> <li>・ 環境負荷の低減に配慮した施設の整備を行う。</li> </ul>

③ 一般廃棄物焼却量減少に関する取組

一般廃棄物焼却に伴う二酸化炭素（非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>）は、一般廃棄物に含まれる廃プラスチック類の焼却により排出されています。そのため、本市では、一般廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量削減については、「五島市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の減量を図ることで、二酸化炭素排出量（CO<sub>2</sub>）の排出抑制に努めます。

<五島市一般廃棄物処理基本計画に基づく取組事項の例>

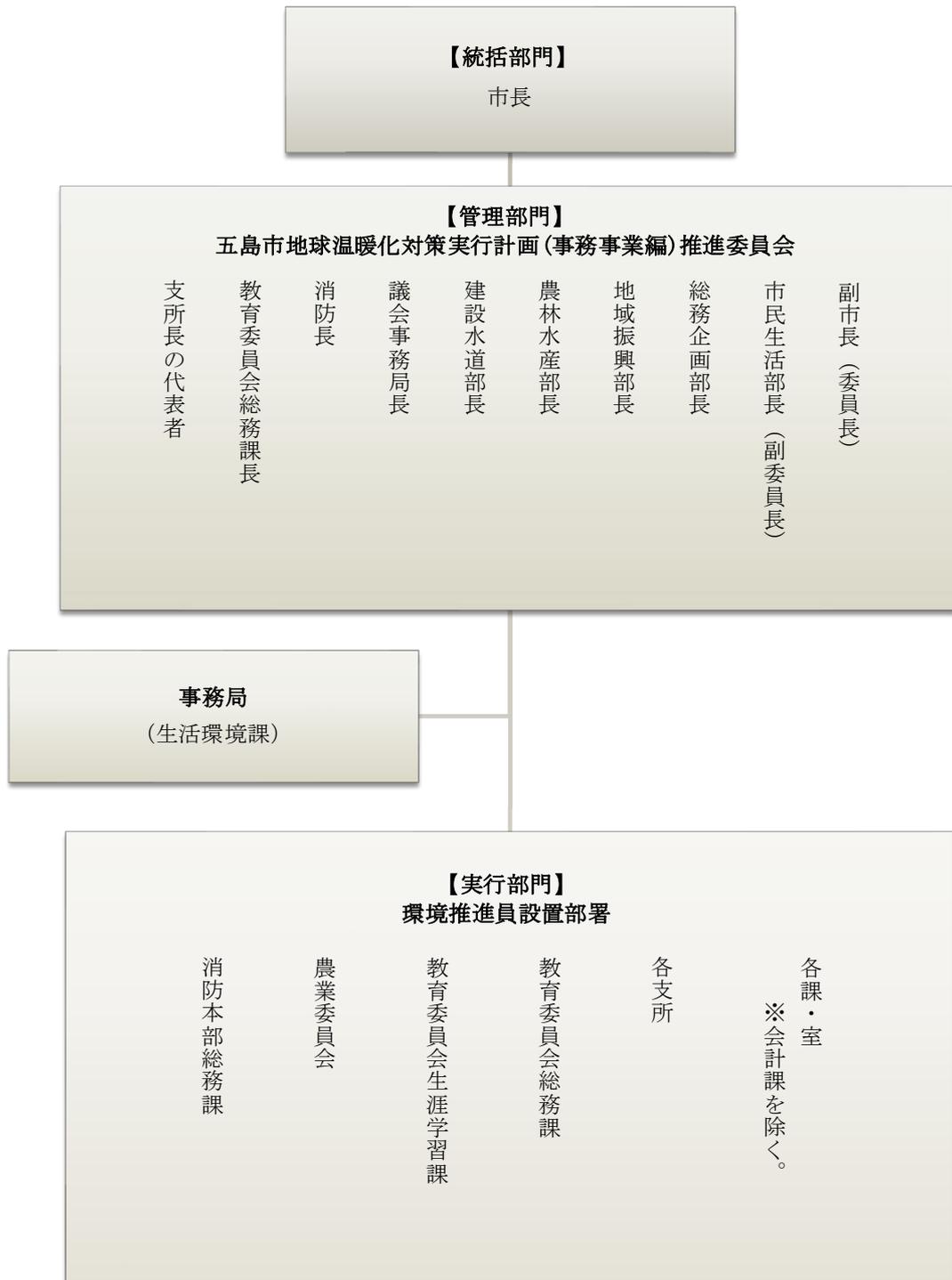
項目	取組内容
リフューズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 容器包装廃棄物（レジ袋等）について、マイバッグ使用の奨励等を行い、廃プラスチック類の発生抑制に努める。</li> <li>・ 外食時の食べきりや適量な注文を推奨する。</li> <li>・ 飲食店へ「食べ切れる分量メニュー」の設定や「30・10 運動」を推進する。</li> </ul>
リデュース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみの水切りの徹底を推進する。</li> <li>・ 生ごみ減量化等処理機器購入費の補助制度を継続する。</li> <li>・ 多量に排出される事業系一般廃棄物について、搬入時の展開検査や個別指導により、適正な排出方法、分別方法の徹底指導を行い、ごみの減量化、資源化に取り組む。</li> </ul>
リユース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リターナブル容器やリユース容器などの身近に取り組めるリユース活動について、情報発信を行い、再使用促進に努める。</li> <li>・ リユースフェア（古着等の提供）を継続的に開催する。（年2回）</li> </ul>
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リサイクル可能な紙類、機密文書の適正な分別、処理について、広報紙やホームページ、出前講座などを活用し、ごみの減量化、資源化の促進に努める。</li> <li>・ 古紙類の拠点回収について、回収事業者等と連携したリサイクルシステムを構築し、学校を始め、地域ぐるみの環境活動を推進する。</li> <li>・ 剪定枝破砕機の貸出制度の周知を行い、剪定枝の資源化を推進する。</li> <li>・ グリーン購入の促進に努める。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙やホームページ、出前講座、施設見学、その他環境イベントを通じて、環境教育・啓発活動に努める。</li> </ul>

## 5 推進体制と進行管理

### (1) 推進体制

本計画は、「五島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を中心に、次の体制で着実な地球温暖化対策の推進を行います。

#### 第2次五島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進体制

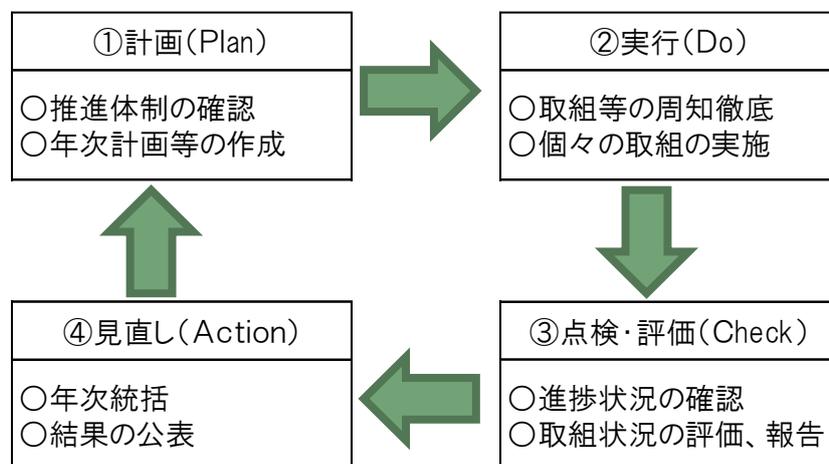


## 第2次五島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進体制における役割

部門	担当	役割
統括部門	市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化対策の推進に係る統括部門。</li> <li>地球温暖化対策に係る方針について、推進委員会に指示を行う。</li> </ul>
管理部門	推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の進捗状況の点検・評価を行う。</li> <li>推進委員会で定めた地球温暖化対策の具体的な取組内容を環境推進員に周知する。</li> </ul>
実行部門	環境推進員	<ul style="list-style-type: none"> <li>各課等における省エネ活動を管理する。</li> <li>環境活動について、課内への周知を行い、率先して地球温暖化対策を実行する。</li> <li>エネルギー使用量などの実績を推進委員会へ提出する。</li> </ul>
事務局	生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画に関連する庶務事務を行う。</li> <li>計画の推進に関する連絡調整を行う。</li> </ul>

### （2）進行管理

本計画は、「計画（Plan）→実行（Do）→点検評価（Check）→見直し（Action）」の4段階を繰り返すことによって進行管理を行います。



### （3）進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、五島市の広報誌やホームページ等で毎年公表します。

## 資料編

### 資料1 根拠法令（抜粋）

#### ■地球温暖化対策の推進に関する法律

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

### 資料2 温室効果ガスの種類と地球温暖化係数（二重線部分が本計画の対象。）

温室効果ガス		地球温暖化係数
1	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	1
2	メタン(CH <sub>4</sub> )	25
3	一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	298
4	ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	1,430 など
5	パーフルオロカーボン(PFCs)	7,390 など
6	六フッ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	22,800
7	三フッ化窒素(NF <sub>3</sub> )	17,200

### 資料3 二酸化炭素排出量の算定方法

#### 1 総排出量

$$\text{総排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{活動の区分ごとの排出量計} \times \text{地球温暖化係数}$$

#### 2 活動の区分ごとの排出量

##### ① 電気使用に伴う排出

$$\text{排出量} = \text{電気使用量} \times \text{排出係数}$$

電力の排出係数（環境省＜九州電力（株）＞の公表値）

	種類	単位	排出係数 (t-CO <sub>2</sub> /kWh)	年度
1	電力	kWh	0.000584	2014年度 (平成26年度)
			0.000509	2015年度 (平成27年度)
			0.000462	2016年度 (平成28年度)
			0.000438	2017年度 (平成29年度)
			0.000319	2018年度 (平成30年度)

##### ② 燃料（ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPG）の使用に伴う排出

$$\text{排出量} = \text{各燃料使用量} \times \text{発熱量単位} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

※「44/12」という数値は、二酸化炭素分子1個の炭素分子に対する重量の比です。燃料中炭素分子1個につき二酸化炭素分子1個が発生するという比例関係を踏まえ、炭素の量を基に二酸化炭素の量を割り戻すべく、44/12を乗じています。

各種燃料の単位発熱量と炭素係数

	燃料の種類	使用量単位	単位発熱量 (MJ/kg、MJ/L)	炭素排出係数 (kg - C/MJ)	【参考】 単位発熱量×炭素排出係数×44/12 (kg - CO <sub>2</sub> /kg、kg - CO <sub>2</sub> /L)
1	ガソリン	ℓ	34.6	0.0183	2.32
2	灯油	ℓ	36.7	0.0185	2.49
3	軽油	ℓ	37.7	0.0187	2.58
4	A重油	ℓ	39.1	0.0189	2.71
5	液化石油ガス (LPG)	kg	50.8	0.0161	3.00

③ 一般廃棄物（廃プラスチック類）の焼却に伴う排出

➤ 排出量 = 一般廃棄物焼却量(乾燥量) × 含有率 × 排出係数 × 44/12

一般廃棄物の燃焼に伴う炭素排出係数

	一般廃棄物の種類	炭素排出係数 (kg - C/t)	【参考】 炭素排出係数×44/12 (kg - CO <sub>2</sub> / t)
1	廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物に限る。）	624	2,290
2	廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く。）	754	2,770
3	廃棄物を原材料とする固形燃料（古紙又は廃プラスチック類を主たる原材料とするもの及び動物性の廃棄物又は植物性の廃棄物のみを原材料とするものを除く。）	211	775

※廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く。）の含有率は、毎年実施しているごみ組成分析の結果値（2020（令和7）年度及び2025（令和12）年度においては、2014（平成26）年度～2018（平成30）年度の平均値）を使用しています。

また、廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物に限る。）の含有量は紙・布類に含まれ、個別に含有率を把握することが困難であるため、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（Ver. 4.2）」に示された含有率（6.65%）を使用しています。

【ごみ組成分析結果における廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く。）の割合】

施設	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	平均
福江清掃センター	21.8%	22.0%	22.1%	19.3%	37.4%	24.52%
富江クリーンセンター	24.7%	21.7%	21.1%	18.9%	36.0%	24.48%

## 資料4 用語集

### 《あ行》

#### アイドリングストップ

停車中に車のエンジンを切ること。燃料削減にとっても有効な手段であるとされている。

#### ウォームビズ

秋冬のオフィスの暖房設定温度を20度程度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。

#### エコドライブ

車を運転するうえで、エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為を止めるなど簡単にできる環境に優しい自動車利用の実施をいう。

#### LED

発光ダイオードを利用した省エネ効果の高い照明のこと。

#### エネルギー起源CO<sub>2</sub>

燃料の燃焼、他人から供給された電気または熱の使用に伴い排出される二酸化炭素。

#### 温室効果ガス

二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、代替フロン類など(HFCs、PFCs、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>)を指す。これらのガスは、太陽光により暖められた地表面より放射する熱を吸収し、大気を暖める

### 《か行》

#### 環境推進員

本計画における環境活動について、課内への周知を行い、率先して地球温暖化対策を実行する職員。推進委員会へエネルギー使用量の報告を行う。

#### クールビズ

冷房時の室温を28度にした部屋でも、快適に過ごすことを目指す服装をいう。

#### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷が出来るだけ少ないものを選んで購入すること。

## COP

Conference of the Parties の略称。1992 年に採択され、1994 年に発効した「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき設置された同条約の最高意思決定機関。

### 《さ行》

#### 30・10 運動

会食や宴会時の食べ残しを減らすための運動。開始後 30 分間と終了 10 分前は、自分の席で料理を楽しむこと。

#### 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

### 《た行》

#### 地球温暖化係数

二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) を基準にして、ほかの温室効果ガスがどれだけ温暖化させる能力を持つかを表した数字。二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) に比べメタン (CH<sub>4</sub>) は約 25 倍、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) は約 298 倍、フロン類は数百～数千倍の温暖化させる能力があるとされている。

#### 電気自動車

蓄電池に蓄えた電気で動力源となる電動モータを駆動する自動車。従来の自動車のようにエンジンで燃料を燃焼することがないため、走行中に二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 等の温室効果ガスや窒素酸化物等の有害ガスを排出しない。

### 《な行》

#### 日本の約束草案

2020 年以降の地球温暖化対策に関する目標として、我が国が決定し、国連気候変動枠組条約事務局に提出した目標。「温室効果ガス排出量」を 2030 (令和 12) 年度に 2013 (平成 25) 年度比 26.0%減 (2005 (平成 17) 年度比 25.4%減) の水準 (約 10 億 4,200 万 t-CO<sub>2</sub>) とされている。

### 《は行》

#### 排出係数

活動の 1 単位あたりから排出される各温室効果ガスの量のこと。電気やガスの使用量などの活動量に各温室効果ガスの排出係数を乗じると、その活動に対する各温室効果ガスごとの排出量を算出することができる。

## ハイブリッド車

エンジンとモータの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

## パリ協定

2015（平成28）年12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された新たな国際的枠組み。主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること等が含まれている。

## 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>

一般廃棄物（廃プラスチック類）の焼却により排出される二酸化炭素。工業プロセスの化学反応（セメントの生産によるものが約9割を占める）においても発生・排出される。

## 《ら行》

### リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器をいう。

### リユース容器

主にイベントで使用される容器で、使い捨てではなく洗うことにより繰り返し何度も利用可能な食器のこと。

第2次五島市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2020（令和2）年3月

発行 五島市 市民生活部 生活環境課 環境班

住所 〒853-8501

五島市福江町1番1号

電話 0959-72-6116

FAX 0959-74-1994

